

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		許可の取消し
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
根拠法令及び条項		新座市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第8条 市長は、第3条及び前条の許可を受けた者が虚偽の申請その他の不正行為により当該許可を受けたことが判明したときは、当該許可を取り消すことができる。
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	年 月 日設定 (年 月 日最終変更)